要求水準書に関する質問回答書

令和6年2月15日

No.	頁など	質問項目	回 答
1	1 頁 (4)業務期間	本業務の実施期間とは、正式な運営委託期間の開始日からを指していると考えてよいか。	お見込みの通りです。
2	1 頁 (4)業務期間	正式な運営委託期間は令和6年7月1日からと考えてよいか。	お見込みの通りです。
3	1 頁 (4)業務期間	本業務の準備のため、事業者は本 契約直後より施設に作業員を駐在 し、準備を開始してよいか。	本契約直後からの準備開始を認めます。 ただし、本契約時期においては建設事業者が試運転準備等を実施しているため、建設事業者の妨げにならないことを前提とします。
4	1 頁 (4)業務期間	準備期間中に運営事業者が負担する費用は、人件費(付帯する作業着、保護具等は含む)のみで、運営事業者の控室、詰所などは準備頂けるとの理解でよいか。	

5	5 頁 リスク分担表	ごみ量変動リスクについて、貴組合が○、事業者が△とあり、「繁忙期の対応は事業者のリスクとする」と記載があるが、この場合の事業者リスクは何を想定しているか。	繁忙期において、その対応のため に追加で人員が必要になった場合 は事業者のリスクとします。な お、要求水準書以上の搬入があっ た際には組合と協議とします。
6	9頁 2.搬出車両	維持管理は運搬事業者が実施する ものとあり、その他の構内車両に おいては大型自動車運転免許を必 要とする車両がないため、運営事 業者は大型自動車運転免許取得者 を常時配置しなくてもよいか。	事業者で調達する車両においても 大型自動車運転免許を必要としな い場合、配置を不要とします。
7	13 頁 2.(2)受付 時間	受付時間 9:00~16:00 と記載されていますが、昼(12:00~13:00 など)は受付対象外と考えてよいか。 また、昼について想定されている時間をご教示いただきたい。	要求水準書の通り,昼(12:00~13:00)は,受付対象時間となります。
8	14 頁 手数料等収納 業務	「洗車場使用料金の収納業務を行う」とあるが、具体的な徴収方法 についてご教示いただきたい。	洗車場利用事業者に対して、月毎 の使用料を納付書によって徴収し ます。
9	14 頁 処理料金	「処理料金は、磁気カードでの数 量把握による後日請求」とある が、具体的な請求業務の内容につ いてご教示いただきたい。	搬入許可事業者に対して、月毎の ごみ処理手数料を納付書によって 徴収します。

10	14 頁 納付	「翌営業日中に納付書により、本 組合の指定金融機関又は収納代理 金融機関に払い込むこと」とある が、業務時間内の払込対応が困難 なため、事業者の口座から引落し いただくことは可能か。	原則「翌営業日中に納付書により、本組合の指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込むこと」としますが、公金収入事務については神栖市財務規則第52条により、別途協議を申し入れさせていただきます。
11	17 頁 定期修繕	新可燃ごみ処理施設の定期修繕について、想定される時期、期間についてご教示いただきたい。(9月ごろ、4週間等)	全休炉期間は、11月頃に2週間程を予定しております。
12	17 頁 定期修繕	「パッカー車等は事業者が用意するものとする」とあるが、事業者の提案によりパッカー車以外とすることは可能か。	事業者の提案によるものとします。
13	可燃ごみ 搬入量 廃プラ等	廃プラ等についても中継施設で受け入れると考えてよいか。	原則,家庭系可燃ごみ及び事業 系可燃ごみが対象となります。
14	可燃ごみ搬入 量 神栖市	本施設に搬入されるごみは原則的 に鹿嶋市内のものであり、神栖市 からの自己搬入は無いものと考え てよいか。	お見込みの通りです。

15	業務委託 契約書(案) P21 【別紙1】	変動費に電気費(使用量)が含まれているが、電気使用量はごみ量変動に関わらず、固定的に使用する電力も多く含まれていることから、固定費として分類していただくことは可能か。	固定費として分類するものとします。
16	様式 13 号 2-2 用役費 (①- ii) (変動的な 費用)	令和6年度の「年間ごみ処理量: 24,572t」となっているが、準備 期間分のごみ処理量が含まれてい ると思われるため、正式な運営委 託期間における令和6年度の「年 間ごみ処理量」をご提示いただき たい。	要求水準書 別添資料 1: 鹿島 RDF センター可燃ごみ搬入 量 R04 をご参考に想定願います。